③　指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべきこども家庭庁長官等及び変更前の区分により届け出るべきこども家庭庁長官等の双方に届け出なければならない。

**第二十五条の二十六の十**　法第二十四条の三十九第四項の規定によりこども家庭庁長官又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

**第二十五条の二十六の十一**　こども家庭庁長官又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

**第二十五条の二十八**　（略）

②　（略）

③　法第二十五条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～六　（略）

**第二十五条の二十九**　法第二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

一・二　（略）

**第三十六条**　法第三十三条の四に規定する内閣府令で定める場合は、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

**第三十六条の十一**　（略）

②　児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員にこの命令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

**第三十六条の二十六**　法第三十三条の六第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

②～⑤　（略）

**第三十六条の二十七**　法第三十三条の六第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

②　（略）

**第三十六条の二十九**　法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

**第三十六条の三十**　法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

**第三十六条の三十の二**　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

③　指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

**第二十五条の二十六の十**　法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

**第二十五条の二十六の十一**　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

**第二十五条の二十八**　（略）

②　（略）

③　法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～六　（略）

**第二十五条の二十九**　法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

一・二　（略）

**第三十六条**　法第三十三条の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域、福祉事務所の所管区域又は児童相談所の管轄区域を超えて他の区域、所管区域又は管轄区域に居住地を移した場合とする。

**第三十六条の十一**　（略）

②　児童自立生活援助事業所の管理者は、当該児童自立生活援助事業所の職員にこの省令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

**第三十六条の二十六**　法第三十三条の六第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

②～⑤　（略）

**第三十六条の二十七**　法第三十三条の六第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

②　（略）

**第三十六条の二十九**　法第三十三条の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

**第三十六条の三十**　法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

**第三十六条の三十の二**　法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。